

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3 【経営上の重要な契約等】 .....	6
第3 【提出会社の状況】 .....	7
1 【株式等の状況】 .....	7
2 【役員の状況】 .....	12
第4 【経理の状況】 .....	13
1 【四半期連結財務諸表】 .....	14
2 【その他】 .....	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	26

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
【会社名】	国際石油開発帝石株式会社
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 隆之
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0233
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 細野 宗宏
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03-5572-0233
【事務連絡者氏名】	広報・IRユニットジェネラルマネージャー 細野 宗宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期 連結累計期間	第13期 第1四半期 連結累計期間	第12期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	217,874	202,351	933,701
経常利益 (百万円)	95,507	116,222	387,269
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	20,025	16,812	40,362
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△3,466	42,376	△42,266
純資産額 (百万円)	3,190,930	3,188,099	3,158,868
総資産額 (百万円)	4,324,459	4,579,883	4,252,386
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	13.71	11.51	27.64
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	67.7	64.3	68.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	63,352	41,747	278,539
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△167,786	△424,617	△351,908
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	37,414	261,999	34,742
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	248,446	156,592	276,079

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格について、4月はブレント原油(国際的な原油指標)期近物の終値ベースで67.64米ドルから始まり、米英仏によるシリアのアサド政権に対する共同軍事作戦によって地政学リスクの高まりが意識され、4月13日には72.58米ドルまで上昇しました。5月には、欧米等6カ国とイランが結んだ核合意から米国が離脱すること表明し、イラン情勢が緊迫化することによってイランの原油輸出が減少して需給が逼迫するとの観測が広まり、5月10日には77.47米ドルまで上昇しました。しかしながら、OPEC非加盟国のロシアがOPECと段階的な協調減産の緩和について協議を始める意向を示したことから、5月28日には75.30米ドルまで一時下落しました。6月に入ると、6月22日の第174回OPEC総会を前にブレント原油は小幅な反応を続けていましたが、同OPEC総会においてはOPEC及び非OPECによる協調減産の緩和が合意されたものの、増産幅が市場予測よりも小幅であったこと等から原油価格の上げ基調が強まった後、米国がイラン原油の輸入停止を世界各国に要請したことを背景に原油の供給不安が高まり、6月29日には79.44米ドルまで上昇して当第1四半期を終えました。なお、当第1四半期の原油の当社グループ販売平均価格は、70.52米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場ですが、当期は1米ドル106円台で始まりました。4月下旬に東アジアの核問題を巡る地政学リスク後退を背景に、米ドルは109円台まで上昇、5月以降も堅調な米経済指標を背景に米国長期金利が上昇する中で111円台まで伸長しました。その後、イタリアの連立政権樹立における混乱、米朝首脳会談開催が一時不透明になるなど、政治情勢に端を発したリスク回避の動きから5月下旬には円は対ドルで108円前半まで上昇する場面も見られました。しかし、6月に発表された米雇用統計が堅調となり、6月上旬には米朝首脳会談が実現したことを受けて再びドル高が強まり、米中の追加関税を巡る世界経済への懸念から円買いに動く場面もありましたが、109円半ばから110円後半で推移致しました。期末公示仲値(TTM)は、前期末から4円27銭円安の110円54銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前年同期に比べ、2円83銭円高の1米ドル108円73銭となりました。

このような事業環境の中、当第1四半期連結累計期間は油価が上昇したものの、販売数量が減少したことにより、売上高は前年同期比155億円、7.1%減の2,023億円となりました。このうち原油売上高は前年同期比124億円、8.0%増の1,694億円、天然ガス売上高は前年同期比288億円、49.7%減の291億円となりました。当第1四半期連結累計期間の販売数量は、原油が前年同期比5,009千バレル、18.5%減の22,066千バレルとなりました。天然ガスは、前年同期比41,846百万立方フィート、54.3%減の35,177百万立方フィートとなりました。このうち、海外天然ガスは、前年同期比42,416百万立方フィート、70.8%減の17,462百万立方フィートとなり、国内天然ガスは、前年同期比15百万立方メートル、3.3%増の475百万立方メートル、立方フィート換算では17,715百万立方フィートとなっております。販売価格は、海外原油売上の平均価格が1バレル当たり70.52米ドルとなり、前年同期比19.33米ドル、37.8%の上昇となりました。海外天然ガス売上の平均価格は千立方フィート当たり2.94米ドルとなり、前年同期比2.48米ドル、45.8%の下落となりました。また、国内天然ガスの平均価格は立方メートル当たり49円11銭となり、前年同期比4円01銭、8.9%の上昇となっております。売上高の平均為替レートは1米ドル108円73銭となり、前年同期比2円83銭、2.5%の円高となりました。

売上高の減少額155億円を要因別に分析しますと、原油及び天然ガスの売上高に関し、販売数量の

減少により544億円の減収、平均単価の上昇により429億円の増収、売上の平均為替レートが円高となったことにより49億円の減収、その他の売上高が8億円の増収となりました。

一方、売上原価は前年同期比308億円、27.8%減の801億円、探鉱費は前年同期比2億円、61.4%減の1億円、販売費及び一般管理費は前年同期比11億円、5.8%減の181億円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比167億円、19.2%増の1,039億円となりました。

営業外収益は、受取補償金の計上等により、前年同期比88億円、80.3%増の198億円となりました。営業外費用は貸倒引当金繰入額の増加等により、前年同期比48億円、176.1%増の76億円となりました。この結果、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は前年同期比207億円、21.7%増の1,162億円となりました。

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額は前年同期比225億円、31.1%増の952億円となり、四半期純利益は前年同期比18億円、8.1%減の209億円となりました。非支配株主に帰属する四半期純利益は41億円となり、以上の結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比32億円、16.0%減の168億円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

①日本

販売数量の増加、ガス価の上昇により、売上高は前年同期比34億円、13.8%増の285億円となり、営業利益は前年同期比5億円、7.7%減の62億円となりました。

②アジア・オセアニア

油価は上昇したものの、販売数量の減少により、売上高は前年同期比421億円、85.5%減の71億円となり、前年同期の営業利益160億円に対し、当期は13億円の営業損失となりました。

③ユーラシア(欧州・NIS諸国)

販売数量の増加、油価の上昇により、売上高は前年同期比142億円、79.7%増の320億円となり、営業利益は前年同期比65億円、139.7%増の112億円となりました。

④中東・アフリカ

販売数量は減少したものの、油価の上昇により、売上高は前年同期比86億円、7.0%増の1,311億円となり、営業利益は前年同期比288億円、44.8%増の933億円となりました。

⑤米州

販売数量は減少したものの、油価の上昇により、売上高は前年同期比3億円、9.7%増の34億円となり、営業損失は前年同期比10億円、72.2%減の3億円となりました。

当第1四半期連結会計期間末における総資産は4兆5,798億円となり、前連結会計年度末の4兆2,523億円と比較して、3,274億円の増加となりました。流動資産は5,813億円で、現金及び預金の増加等により前連結会計年度末と比較して1,150億円の増加となりました。固定資産は3兆9,984億円で、有形固定資産及び投資その他の資産の増加等により前連結会計年度末と比較して2,124億円の増加となりました。

一方、負債は1兆3,917億円となり、前連結会計年度末の1兆935億円と比較して2,982億円の増加となりました。このうち流動負債は4,578億円で、前連結会計年度末比1,524億円の増加、固定負債は9,339億円で、前連結会計年度末比1,458億円の増加となりました。

純資産は3兆1,880億円となり、前連結会計年度末比292億円の増加となりました。このうち、株主資本は2兆5,718億円で、前連結会計年度末比36億円の増加となりました。その他の包括利益累計額は3,738億円で、前連結会計年度末比253億円の増加、非支配株主持分は2,423億円で、前連結会計年度末比1億円の増加となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)

等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

## (2) 連結キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、期首の2,760億円から当第1四半期中に減少した資金1,194億円を差し引いた1,565億円となりました。

当第1四半期連結累計期間における営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期比216億円減の417億円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益の増加や、法人税等の支払額の減少があったものの、生産物回収勘定（資本支出）の回収額が減少したこと、売上債権が増加したこと、仕入債務が減少したことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期比2,568億円増の4,246億円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入の剥落や、長期貸付けによる支出が増加したことによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、前期比2,245億円増の2,619億円となりました。これは主に、コマース・ペーパーの発行による収入があったことや、長期借入れによる収入が増加したことによるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

### ①基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンス及び高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、我が国向けエネルギーの安定供給の効率的な実現及び企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

### ②財産の有効な活用及び不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動及び供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量及び生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、上記①の基本方針に基づき、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。

その内容としては、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部又は一部の処分等、iii)当社の目的及び当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決

権を除く。)の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、当社の株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会（以下、「甲種類株主総会」という）の決議が必要とされております。ただし、i)取締役の選解任及びiv)統合については、定款に定める一定の要件を充たす場合に限り、甲種類株主総会の決議が必要とされております。甲種類株主総会における議決権の行使に関しては、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める甲種類株式の議決権行使の基準に則り、議決権を行使できるものとしております。

当該基準では、上記i)及びiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)及びvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部又は一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、この場合も当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。なお、当社の取締役会は、甲種類株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、したがって甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### ③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現及び持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の基本方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号に定める経済産業大臣による甲種類株式の議決権行使の基準に則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、また、その影響が必要最小限にとどまるよう設計されておりますので、上記①の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は129百万円であります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
甲種類株式	1
計	3,600,000,001

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,462,323,600	1,462,323,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は、100株であります。その内容の詳細は(注)1をご参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	単元株式数は、1株であります。その内容の詳細は(注)2及び3をご参照下さい。
計	1,462,323,601	1,462,323,601	—	—

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

#### 2 甲種類株式の内容は次のとおりであります。

##### 1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

##### 2 剰余金の配当及び中間配当

甲種類株式に対する剰余金の配当又は中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当又は中間配当の額に400を乗じて算出される額にて行われる。

##### 3 残余財産の分配

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額に400を乗じて算出される額の残余財産分配請求権を有する。

##### 4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

次の場合においては、甲種類株式の株主による種類株主総会（甲種類株主総会）の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。

- (1) 取締役の選任又は解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任又は解任における100分の20要件」という。)の当該取締役の選任又は解任
- (2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合
- (3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当会社が議決権を行使しようとする場合

- (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合(当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、又はこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、及び当社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。)
- ① 当社の目的
  - ② 当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与
- (5) 当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
- ① 合併において当社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「合併における100分の20要件」という。)を除く。
  - ② 株式交換において当社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式交換における100分の20要件」という。)を除く。
  - ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式移転における100分の20要件」という。)を除く。
- (6) 当社の株主への金銭の払い戻しを伴う当社の資本金の額の減少を行おうとする場合
- (7) 当社が株主総会決議により解散をする場合
- (8) 100分の20要件に関するみなし規定
- ① 取締役の選任又は解任  
 取締役の選任又は解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任又は解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任又は解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。  
 甲種類株主は、取締役の選任又は解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において取締役を選任又は解任する旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任又は解任における100分の20要件が当該取締役の選任又は解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。
  - ② 合併、株式交換、株式移転  
 当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件及び株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換又は株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。  
 甲種類株主は、当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において当社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。
- 5 甲種類株式の取得請求権及び取得条項に関する定め
- (1) 甲種類株主は、いつでも、当社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに当社が甲種類株式を取得することを請求することができる。
  - (2) 当社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当社に対して、その旨及び相手先の名称を、事前に通知しなければならない。

- (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価に400を乗じて算出される額によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株当たりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

## 6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。
- ① 他の会社等の議決権(種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。)の過半数を自己の計算において所有している者
  - ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
    - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
    - ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
    - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
    - ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
    - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
  - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
  - ④ 他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者
- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。
- (3) 「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。
- ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
  - ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
    - イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
    - ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
    - ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

- ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称している。
- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
  - ② 単一の株主の配偶者、親会社若しくはその意思決定機関を支配する個人、子会社若しくは関連会社、又は単一の株主の親会社若しくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者
  - ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社若しくはその意思決定機関を支配する個人、子会社若しくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
  - ④ 単一の株主の配偶者の子会社又は関連会社(単一の株主及びその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社又は関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
  - ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社又は関連会社(①に定める他の保有者及びその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社又は関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。
- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社又は当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割(ただし、現物出資又は会社分割の実施後、当会社が、出資先会社又は会社分割における承継会社若しくは新設会社の、親会社となる場合を除く。)、及び担保設定その他の処分、並びに当会社子会社株式・持分の売却(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。)その他の処分、当該処分により当会社又は当会社子会社が受領する対価若しくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合又は直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転及び当会社連結子会社が行う第三者割当増資(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転又は第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社若しくは新設会社、株式交換若しくは株式移転における完全親会社、又は第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。)を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社又は当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社一株・一出資口当たり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率(合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社又は新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式交換比率(株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式移転比率(株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。)を算出するにあたり使用された当会社子会社一株・一出資口当たりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社一株・一出資口当たりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債(以下「有利子負債」という。)の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割及び事業譲渡の場合、当会社又は当会社子会社が受領する対価は、当会社又は当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額(金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。)に、会社分割又は事業譲渡において当会社又は当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合、当該処分により当会社が受領する対価若しくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。

- (9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、又は、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者（②に該当する者を除く。）
  - ② 投資一任契約（金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、当会社株式に投資をするのに必要な権限を有する者

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 株式の種類ごとの議決権の有無及びその理由

(注) 2の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません。（ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。）

当会社定款においては、(注) 2の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議が必要である旨が定められております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、当社の役割が確保されると考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。

5 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年6月30日	—	1,462,323,601	—	290,809	—	1,023,802

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1	—	甲種類株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記2に記載していません。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,966,500	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,460,334,800	14,603,348	同上
単元未満株式	22,300	—	—
発行済株式総数	1,462,323,601	—	—
総株主の議決権	—	14,603,348	—

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際石油開発帝石株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番1号	1,966,500	—	1,966,500	0.13
計	—	1,966,500	—	1,966,500	0.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	276,102	366,642
受取手形及び売掛金	66,900	95,199
たな卸資産	32,321	32,086
その他	112,011	111,184
貸倒引当金	△20,984	△23,723
流動資産合計	466,350	581,389
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	201,045	196,818
坑井（純額）	38,323	38,247
機械装置及び運搬具（純額）	99,472	93,942
土地	19,098	19,111
建設仮勘定	1,678,743	1,759,480
その他（純額）	7,936	6,742
有形固定資産合計	2,044,619	2,114,344
無形固定資産		
のれん	54,037	52,347
その他	487,465	465,595
無形固定資産合計	541,502	517,942
投資その他の資産		
投資有価証券	367,417	368,731
長期貸付金	295,861	471,903
生産物回収勘定	589,098	585,072
その他	31,675	25,236
貸倒引当金	△849	△796
生産物回収勘定引当金	△81,625	△82,192
探鉱投資引当金	△1,664	△1,748
投資その他の資産合計	1,199,913	1,366,206
固定資産合計	3,786,035	3,998,493
資産合計	4,252,386	4,579,883



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	45,675	26,309
短期借入金	71,250	76,537
コマーシャル・ペーパー	—	150,000
未払法人税等	17,234	34,748
事業損失引当金	9,887	9,887
探鉱事業引当金	4,005	3,632
役員賞与引当金	62	15
資産除去債務	407	377
その他	156,915	156,368
流動負債合計	305,439	457,876
固定負債		
長期借入金	627,326	769,222
特別修繕引当金	380	392
退職給付に係る負債	5,937	6,186
資産除去債務	111,128	114,268
その他	43,305	43,837
固定負債合計	788,078	933,907
負債合計	1,093,517	1,391,784
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	290,809	290,809
資本剰余金	673,574	673,574
利益剰余金	1,609,094	1,612,763
自己株式	△5,248	△5,248
株主資本合計	2,568,230	2,571,898
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,217	12,387
繰延ヘッジ損益	25,724	34,147
為替換算調整勘定	312,507	327,307
その他の包括利益累計額合計	348,449	373,842
非支配株主持分	242,188	242,358
純資産合計	3,158,868	3,188,099
負債純資産合計	4,252,386	4,579,883

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	217,874	202,351
売上原価	110,958	80,107
売上総利益	106,916	122,244
探鉱費	456	175
販売費及び一般管理費	19,224	18,111
営業利益	87,235	103,956
営業外収益		
受取利息	1,773	1,559
受取配当金	1,852	1,082
持分法による投資利益	1,042	4,822
生産物回収勘定引当金戻入益	4,444	—
為替差益	31	1,492
受取補償金	—	7,375
その他	1,887	3,554
営業外収益合計	11,032	19,886
営業外費用		
支払利息	1,441	2,088
貸倒引当金繰入額	254	2,653
生産物回収勘定引当金繰入額	—	545
その他	1,064	2,332
営業外費用合計	2,760	7,620
経常利益	95,507	116,222
税金等調整前四半期純利益	95,507	116,222
法人税、住民税及び事業税	66,947	90,244
法人税等調整額	5,727	4,997
法人税等合計	72,674	95,241
四半期純利益	22,832	20,981
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,806	4,169
親会社株主に帰属する四半期純利益	20,025	16,812

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	22,832	20,981
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,009	2,160
為替換算調整勘定	△25,500	12,108
持分法適用会社に対する持分相当額	210	7,125
その他の包括利益合計	△26,299	21,394
四半期包括利益	△3,466	42,376
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△3,040	42,204
非支配株主に係る四半期包括利益	△426	171

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	95,507	116,222
減価償却費	23,268	21,998
のれん償却額	1,690	1,690
生産物回収勘定引当金の増減額(△は減少)	△4,402	567
探鉱事業引当金の増減額(△は減少)	124	△340
その他の引当金の増減額(△は減少)	△47	2,614
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△20	301
受取利息及び受取配当金	△3,626	△2,641
支払利息	1,441	2,088
為替差損益(△は益)	△805	△2,189
持分法による投資損益(△は益)	△1,042	△4,822
生産物回収勘定(資本支出)の回収額	17,286	2,449
生産物回収勘定(非資本支出)の減少額	279	8,367
売上債権の増減額(△は増加)	1,356	△28,542
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,611	△89
仕入債務の増減額(△は減少)	2,097	△19,326
その他	12,211	10,165
小計	143,707	108,513
利息及び配当金の受取額	9,368	3,443
利息の支払額	△137	△158
法人税等の支払額	△89,586	△70,050
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,352	41,747
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△204,979	△207,289
定期預金の払戻による収入	213,637	—
有形固定資産の取得による支出	△73,177	△64,137
有形固定資産の売却による収入	15	23
無形固定資産の取得による支出	△450	△167
投資有価証券の取得による支出	△89,275	△1,424
生産物回収勘定(資本支出)の支出	△9,841	△9,064
短期貸付金の増減額(△は増加)	39	△23
長期貸付けによる支出	△23	△154,809
長期貸付金の回収による収入	123	114
その他	△3,853	12,158
投資活動によるキャッシュ・フロー	△167,786	△424,617
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
コマーシャル・ペーパーの純増減額(△は減少)	—	150,000
長期借入れによる収入	63,513	144,105
長期借入金の返済による支出	△14,386	△17,925
配当金の支払額	△10,649	△10,651
非支配株主への配当金の支払額	△1,052	△3,521
その他	△11	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	37,414	261,999
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,325	1,383
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△68,344	△119,486
現金及び現金同等物の期首残高	316,790	276,079
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 248,446	※1 156,592

【注記事項】  
(追加情報)

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 銀行借入等に対する債務保証等

前連結会計年度 (平成30年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)	
	百万円		百万円
Ichthys LNG Pty Ltd※1	533,241	Ichthys LNG Pty Ltd※1	537,329
Tangguh Trustee※2	19,982	Tangguh Trustee※2	20,318
サハリン石油ガス開発㈱	1,938	Japan Canada Oil Sands Limited	1,658
Japan Canada Oil Sands Limited	1,594	Oceanic Breeze LNG Transport S.A.	1,003
Oceanic Breeze LNG Transport S.A.	209	従業員(住宅資金借入)	28
従業員(住宅資金借入)	33		
合計	556,998	合計	560,337

※1 イクシスLNGプロジェクトの開発資金借入

※2 MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入  
(このうち、当第1四半期連結会計期間において、第3トレイン建設に係る借入については、権益比率に応じた当社分の保証負担額(10,726百万円)のみを記載しております。)

(2) 完工保証

イクシスLNGプロジェクトファイナンスに関連して、他のプロジェクトパートナーとともに権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンダーに差し入れております。当社分の保証負担額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
保証負担額(当社分)	857,530百万円	826,453百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
現金及び預金	576,096百万円	366,642百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	△327,650百万円	△210,049百万円
現金及び現金同等物	248,446百万円	156,592百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,143	9	平成29年3月31日	平成29年6月28日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,600	平成29年3月31日	平成29年6月28日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,143	9	平成30年3月31日	平成30年6月27日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,600	平成30年3月31日	平成30年6月27日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	25,036	49,298	17,855	122,566	3,117	217,874	—	217,874
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	25,036	49,298	17,855	122,566	3,117	217,874	—	217,874
セグメント利益又は損失(△)	6,761	16,050	4,713	64,431	△1,390	90,566	△3,330	87,235

(注) 1 セグメント利益の調整額△3,330百万円は、セグメント間取引消去4百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△3,335百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	28,503	7,159	32,090	131,178	3,419	202,351	—	202,351
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	28,503	7,159	32,090	131,178	3,419	202,351	—	202,351
セグメント利益又は損失(△)	6,240	△1,360	11,295	93,303	△387	109,090	△5,134	103,956

(注) 1 セグメント利益の調整額△5,134百万円は、セグメント間取引消去3百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△5,137百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益	13円71銭	11円51銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	20,025	16,812
普通株主に帰属しない金額(百万円)	0	0
(うち甲種類株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額)	(0)	(0)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	20,025	16,812
普通株式の期中平均株式数(株)	1,460,357,100	1,460,357,100

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月10日

国際石油開発帝石株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 杉 裕 亮	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 徹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 剛	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年8月10日

**【会社名】** 国際石油開発帝石株式会社

**【英訳名】** INPEX CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 上田隆之

**【最高財務責任者の役職氏名】** ー

**【本店の所在の場所】** 東京都港区赤坂五丁目3番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 上田隆之は、当社の第13期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。